

講演

2010年1月26日開催

プライベート・バンカーのための国際エステート・プランニング

— 相続に向けての資産計画 —

Bär & Karrer AG 弁護士事務所

弁護士 Delphine Pannatier Kessler

(デルフィーヌ・パナティエ・ケスラー)

本稿は（社）日本証券アナリスト協会のホームページに掲載された講演要旨を、同協会の許可を得て転載するものである。

Copyright 2010 by Securities Analysts Association of Japan

Reproduced with the permission of Securities Analysts Association of Japan

目次

はじめに

1. エステート・プランニングの意味
2. エステート・プランニングの普及状況等
3. エステート・プランニングのツール
4. エステート・プランニング関係当事者
(スイスの場合)

5. IEP の必要性

6. 国際私法について

7. スイスの場合の特記事項

8. 事例

終わりに

質疑応答

はじめに

本日のテーマは、「プライベート・バンカー(以下“PB”)のための国際エステート・プランニング—相続に向けての資産計画—(以下“IEP”, International Estate Planning)」で、その対象は、当然のことながらPBの顧客を念頭に置いて話をすすめたい。

近年、グローバル化によって世界が狭くなり、国際的関わりが増えていることからPB業務に携わっている皆さんの仕事は、ますます国際化しているといえる。幸い、スイスでは、PB業務の一環であるIEPについて長年の経験を有している。

顧客が保有資産につき国際的な関わりをもつと国際的なリスクが生じる。そうすると法律をはじめとする解決方法は、国内法だけでは済まなくなってくるので一層複雑となる。PBが、IEP問題を理解し、それにとまなう国際的な問題になる可能性のある諸事項について、他分野の専門家と相談しつつアドバイスできれば、顧客へのより良いサービス提供が可能になる。国際的な資産管理は、PBにとって当然リスクもあるが、チャンスでもある、という前向きな意識、認識を持つことが肝要である。

1. エステート・プランニングの意味

エステートと聞くと real estate から不動産を連想しがちである。ここでいうエステートとは、一般的な意味で財産、遺産のことで、もちろん不動産も含むがそれに限定されない。そしてエステート・プランニングとは、財産、遺産について計画を作成する行為であり、その場合、税制面の配慮は重要な要素である。

このエステート・プランニングのとき、外国の法律を駆使すれば、幅の広い、メリットの多い資産計画を作成することができるわけで、顧客に高度なアドバイスを提供できるということである。法律は複雑で例外も多い。皆さんは、本日の話をベースに各分野の専門家の協力を求めて進められるとよい。

事例については、時間の関係もあり、あくまでも原則的なものにとどめざるをえないが、後で説明することとしたい。

2. エステート・プランニングの普及状況等

財産、遺産に関する計画作成という意味では、IEP も国内のエステート・プランニングと変わらないが、当該国の法律を比較・検討して顧客にとってより有利な計画を作成することになる。一言で、顧客の資産計画といっても、生存中の資産、死後の遺産、さらには夫婦間の財産管理や離婚の際など、いろいろな状況が想定される。

エステート・プランニングは、PB顧客の種々のニーズに対応しようということから米国で最も人気が高い。米国では、遺産税の節税という観点に加え、相続の際に必要な「検認(probate)」を回避するため、エステート・プランニングが広まっている。つまり遺言による相続権確定のために判決を貰うことは、面倒な過程を辿ることが必至であり、時間と労力と金がかかる。富裕層にとって、これを回避することは、きわめて大切なことで、そのために信託を作ったり、生存中に贈与をしたり、いろいろと工夫を凝らす。

オフィシャルな統計ではないが、50歳以上の米国人の60%以上が遺言を作成しているのに対し、英国では34%が遺言を書き、日本人は、新聞記事によると65歳以上の人で遺言を書くのは1,000人中3名に止まるようである。

さて、スイスではどうか。PB顧客で、富裕層は、スイスの定額税を利用するケースが相当多いといえる。統計は無いが、私自身の経験では富裕層の80~90%はエステート・プランニングを利用している。遺産などにつきエステート・プランニングをしなければ、法律に従って相続割合が決まってしまう。つまり配偶者が1/2、子供達が1/2である。

一般的に、再婚などで家族関係が複雑な場合は、エステート・プランニングをした方がよい。また、国際的な関わりのある顧客はIEPをしないしていると、法律の違いもあり税金関係などで問題を残す原因となる。どの国の相続税が課されるか、という点についても、彼らの望まない国の相続税の対象となる可能性もあるので、やはり事前に分析・検討することが肝要である。PB顧客が、意識的に外国の法律の適用を受けるために移住したり外国の信託を利用したりすることで、節税目的、遺産相続の選択肢が広げることができる。

3. エステート・プランニングのツール

エステート・プランニングのツールとして米国では遺言、トラスト(信託)、委任状、生命保険の受益者指名、自分の尊厳死をまもるための医療面についての生前遺言(living will)などがある。スイスでは遺言の他に、双務契約で、一方が他方に自分の相続権を放棄するとか、他の者に譲るといった契約(testamentary contract)や、夫婦間の財産が別管理されていて、相続についての取決めを夫婦間で契約(matrimonial contract)しておく、などの特別なツールがある。また日本には存在しないが、共通銀行口座(joint bank account)もエステート・プランニングで使われている。その他、スイスにも贈与、生命保険、医療面についての生前遺言、外国のトラスト(信託)などがある(図表1(後掲、以下同じ))。

4. エステート・プランニング関係当事者(スイスの場合)

エステート・プランニングに関与するプロフェッショナルは、弁護士(相続法・個人顧客専門)、公証人、税理士、税理弁護士、PB とトラスト・カンパニーなどで、それぞれお互いに協力してエステート・プランニングに作り上げる(図表 2)。

5. IEP の必要性

国際的な関わりがある場合には、国家間相互の法律を比較検討したうえで、望ましい解決方法を導き出すことが必要となる。それ故に複数の国に通じた、いろいろな分野の専門家の参画を求めることが必須となる。IEP 専門の弁護士にとっては国際的なコネクションが大事である。

スイスにおける IEP の例をいくつか挙げると、典型的な事例としては、東欧やロシアの富裕層が税制上の負担軽減のため、スイスに移住して定額税(lump sum tax)のシステムを利用するというものである。ドイツ、フランスも相続税が高いため、税対策としてスイスに移住するケースが多い。スイスの相続税は州によって異なり、相続税ゼロの州さえある。外国人がスイスに銀行口座や別荘を保有するケースも多い。

被相続人が生存中に贈与や寄付をするのも IEP の一環である。離婚の際に財産を妻に渡したくないためにトラスト(信託)を利用したり、義務相続権(法律で定めた相続権)を免れるためや、自由に相続者を決めるために義務相続権がないバハマ(Bahamas)に移住したりするのも IEP であり、広範で面白い分野である。

PB として IEP が必要となるケースは、例えば二重国籍を有していたり、子供が外国にいたり、外国に財産を有するというような顧客などが対象の場合である。このような国際的な関わりがある顧客の場合は、予想外のリスクが発生することもあるので IEP を提案した方がよい。日本人の高齢者で、クロアチアやタイの老人村に移住して人生の最後を過ごし死亡したというニュースがスイスの新聞に出ていたが、この高齢者達の遺産処理についても問題になることがある。この場合、多分クロアチアの法律も分からないだろうが、相続税もクロアチアの税法が適用されてしまう可能性もある。国際的な関わりがある場合は、このような種々の不安要因があるので、事前に調査、分析してプランニングしておいた方がよい。

意図的に国際的事例にするケースもある。つまり PB 顧客は、わざわざ外国の法律の適用を受けるために海外移住したり、外国のトラストを使うことで可能性の幅を広くすることを狙うといったことである。このような意図的な国際事例はほとんどが節税目的であるが、希望する国の遺産相続法を選択する目的も増えている(図表 3)。

6. 国際私法について

これまでの説明の中で複数の国の法律が絡んだ場合、各国間の法律がお互いに抵触する場合の解決法につき疑問が生ずると思う。どこの法律が適用され、どこの裁判所の管轄に服するかを決めなくてはならないが、それを裁定する法的手立てが国際私法である。

国際私法を考える場合、第 1 ステップは、どこの国の法律に準拠(準拠法)し、どこの国の裁判所が管轄(管轄権)するか、ということであり、第 2 ステップは、その解決方法(判決)が他方の国で認知されるか、である(図表 4~6)。

(スイス国際私法(Switzerland's Private International Law Act: PILA)の例)

スイス国際私法(PILA)の場合について離婚の例を挙げて、以上の裁判管轄と適用法のもとでの外国での判決の効力について説明したい。離婚自体は、広い意味では IEP の範囲に入るであろうが、直接 IEP の課題ではないものの、PILA の管轄権や、適用法等を説明する例として分かりやすいので、この例を取り上げる。

スイス居住の夫婦が離婚する場合、スイスにおいて離婚手続きをとるのが通常である(PILA 第 61 条

Applicable law II-1)。しかしスイスの法律では、生活費、養育費、親権などが決められているので、そのスイス法による生活費、養育費などを回避したいなどの理由から、外国での離婚手続きを求めることがある。イスラム諸国では、一方的な離婚判決で生活費の支払いは免除され、子供の親権は必ず父親に属するとされている場合もある。このような判決が本国スイスで認められるかは、ケース・バイ・ケースである(PILA 第 65 条 Foreign decisions VI)。

例えば、夫婦二人がスイスに居住して場合は、その一人が国外で離婚判決を得ても十分ではなく、再度スイスにおいても離婚判決を認めてもらう必要がある。しかし夫婦のいずれかの住所の有る国、主たる居住地の国、もしくは国籍を有する国のいずれかにおいて下された判決の場合は、スイスにおいても効力を有することになる(PILA 第 65 条 VI-1)。したがって自己の目的に合った国を特定しても、最終的にそれがスイスで認められるかは別である(PILA 第 65 条 VI-2 参照)。

離婚のケースに限らず、PB が顧客のために卓越した解決策を考え出しても、それが顧客の母国で認められなければメリットが発揮できないことになる。PB は IEP に関して十分調査し、検討する必要があり、それ故に関係する国々の弁護士や専門家の協力体制が欠かせないことになる。

さらにもう一つ、国際私法の例を挙げる。相続遺産法がそれぞれの本籍地、住所、国籍とどう関連するかである。例えば、スイスにおいては、住所が基準であり、国籍の如何を問わずスイス居住者が死亡した場合は、他の法律が選択されない限りはスイスの法律が適用される。これに対し日本やイタリアの場合は、居住地に関わらず国籍を基準として適用される。ここで、国際私法の裁定の問題が起きるので、事前に関係国で認知されるかにつき十分調査、検討をすることである。PB にはそのような国際的な視点、あるいは思考、判断力が求められる。しかし国内に限定せずに国際的観点でプランニングをすると、国内だけでは利用できない幅広い解決方法の可能性も出てくることは確かである(図表 7~9)。

7. スイスの場合の特記事項 (スイス一般)

スイスには、生活の質、環境、保健衛生、各種サービスの質などについて信頼感がある。文化的には、礼儀やルールを守るなど、考え方において日本と似ている面もある。

2008 年現在で 4,500 人の日本人がスイスに居住している。多くの人はスイス人と結婚しているが、転勤による居住者や節税目的で移住した人もいる。このような人々に対する PB サービスでは、スイスの IEP は必須である。

(法律の点)

昔から世界中の多くの富裕者がスイスに銀行口座を開いてきた。非居住者でも銀行口座を持てるが、マネー・ロンダリング・ルールは非常に厳しく、受益者たる口座保有者の証明を求められ、場合によっては身辺調査もされる。映画で観るように、犯罪者が証明なしに預金するような例はほとんどない。

スイスでは収益に対して 35%の源泉課税がされるが、これは所得への課税であり、キャピタル・ゲインには課税されない。スイスでの収益に対する源泉税は申告すれば還付の対象となる。スイスの PB は、税申告をしたがらない顧客のためにいろいろ考えて、例えばキャピタル・ゲイン中心の投資スキームを作り上げ、結果として源泉課税を免れるスキームを作り上げるなどのケースもあるようである。

租税条約上の情報交換については後述する。

口座保有者が死亡した際にどうやって預金を引き出すかは、難しい面がある。とくに申告されていない資金にはやや問題があるので、そのようなケースでは、必ず生前に贈与しておいた方が良い。予めこのような事態を見越して対策を立てておくのも IEP の役割である(図表 10)。

(滞在許可取得)

外国からスイスに居住地を移したい場合は滞在許可が必要である。滞在許可については、EU 加盟国国民とその他の地域で分けており、EU 加盟国国民は、滞在許可を求める権利を有していることから同域内の居住者にはいくつか条件はあるものの、ほとんど自動的に滞在許可を与えられる。しかし日本を含むその他の地域の場合は、そのような権利を持っている訳ではないので、それほど簡単ではない。

ただし、スイスの法律では 55 歳以上の退職者のための特別の滞在許可があり、この場合は認められやすい。例えば、富裕層の日本人で定年退職者であれば、勤労をしない条件で、生活可能な収入証明を提出することで滞在許可を簡単に取得できる。55 歳以下の場合は、なかなか難しいが、一つの方法としてはスイスに会社を設立し、そこに投資をして、この会社の仕事をする事で滞在許可を取得することは可能である。その場合、ビジネス・プランと当該企業がスイス経済にプラスになるなどの証明を求められる。無論、観光客としての滞在は別であるし、スイス人と結婚した場合は、必ず滞在許可をもらえる(図表 11)。

(不動産)

外国人は、基本的にスイスの居住用不動産を自由に買うことが出来ず、許可が必要となる。商業用不動産には制限はない。この点においても EU 諸国と日本など他の地域とでは、区別がある。ただし、スイスに居住の住所を移せば、主たる居住地として不動産を許可なしに購入することは、一定の制限はあるが、可能である。

なお、居住の住所を移さない場合は、事前許可が必要で、しかも別荘として観光地しか許可されないという制約がある。いずれにせよ、EU 以外の外国人は、スイスで不動産を購入するのは、方法がないとは言わないまでも簡単ではない(図表 12)

(税金)

外国人のみに認められた魅力的な制度に定額税(lump-sum taxation)もしくは一括課税がある。これは 1 年間の税額につき予め税務署と契約で決めるもので、決めてしまうと実際の収入を呈示する必要は全くない。収入がいくら増えても全く影響せず、税務署と当初決めた税額を納税すれば全て済む。ただし、対象となる税は収入税と富裕税のみであり、これには相続遺産税は含まれていない。この定額税を利用するために世界中から、例えばアラン・ドロンなど有名人が続々スイスに移住している。

定額税はリタイアした人に限らずビジネスに成功した人にも魅力的な制度である。所得から判断すると、およそ年収 25 万ドル(2,500 万円)以上ある人にメリットが発生する。逆にそれ以下の人にはメリットはない。定額税の計算方法は、例えば、家賃の 5 倍という数字を使って税額を算出したり、実際の生活費をベースにして理論的な計算を出したりする。毎年、最低で 7 万~10 万スイスフラン(約 700~1,000 万円)の税額になる。収入が何倍あってもこれだけであり、富裕層にとってはきわめて有利で、魅力的な税制である。

日本人がこの定額税の恩恵を受けた場合、日本からの収入には 15~20%の源泉税がかかる。この還付は出来る場合と出来ない場合がある。

相続税と贈与税は州(Canton)によって異なる。配偶者と子供に対しては、ほとんどがゼロ%である。家族関係のない相続については州によって異なり、50%を越える州やゼロ%の州もある。したがって計画段階で、州を選択したほうが良い。なお、日本人にとっては、相続は国籍が基準とされるので、世界のどこに居住していても日本人であれば、日本で相続税、贈与税がかかる。つまり日本人にとっては、スイスの相続税、贈与税を適用させるようにするのは、簡単ではない。

日本とスイスの租税条約は、改定のための協議中であり、まだ内容は公開されていないが、租税に関する情報交換が今まで以上に強化される可能性が高い。これはスイスの銀行における匿名口座と関係がある。

UBS のスキャンダルで、OECD 諸国・米国からスイスの銀行に非常に大きな圧力がかかり、租税条約で租税情報を広範に与える結果となった。

スイスでは、従来、法律的に税金の詐欺と脱税との区別が存在していた。脱税の場合は、情報交換をしない、との制度、原則であったが、おそらく今後は、この区別はなくなる。申告されなければ、単なる脱税でも租税条約の上で情報交換されるようになるだろう(図表 13)。

(遺産相続法)

スイスでは、配偶者と子供に法定財産相続権がある。法定財産相続権の相続割合は、法律で決まっていますが、自分では決められない。つまり配偶者と子供は必ず財産を相続する権利があり、妻 3/8、子供 1/4 と決まっており、残りの 3/8 は、自由に決定できる。この法律があるために自分の遺産をすべてチャリティに供することはできないが、バハマ、米国や英国に移住すれば、この法定相続割合から解放されて、全額チャリティに遺すことも可能となる。

ただし、他国に比較すると、スイスの相続法はかなり柔軟性があるといえる。例えば、ラテン語では *professio juris* というが、自分の国籍の国の法律を適用してもらいたい、と選ぶことができる。自分は、スイスに住んでいるが、日本人であるから日本の法律を適用してほしい、と遺言に書けば、それが受け入れられる。英国人や米国人が自国の法律を選択するのは、英国や米国では法定財産相続権という規定がなく、自分で自由に被相続者を選択できるためである(図表 14~16)。

(トラスト(信託))

スイスでは、トラストなるものが存在せず、スイスの法律に基づいたトラストは作れない。しかしハーグ協定に加盟しているので、スイスでは外国のトラストは認めており、IEP のツールとして良く使われている。私のオフィスでも、よくトラストを使って色々なプランを作成している(図表 17)。

(国籍離脱)

IEP の一つに国籍離脱という問題がある。国籍を離脱するということは、米国で始まっただけに、米国で流行している。米国の税制は、国籍に結びついているので、米国人という国籍を有する限り世界のどこに住んでも、毎年税申告の必要がある。税申告が難しいということで、税理士に頼むと金がかかる。また米国の遺産税は非常に高いうえに、米国籍を有していると、どこで死亡しても遺産税がかかる。国籍を離脱すれば、このような制約から解放されるので、面倒な手続きをとっても米国籍を離脱して税金との結びつきを絶つことが流行している所以である。

日本の場合も相続税は、国籍に結びついているので、もしかしたら将来、米国と同じような要因から国籍を離脱するような動きが出るかもしれない(図表 18)。

8. 事例

(ケース I : 日本とスイス)

ここでは、日本人ビジネスマンが引退後にスイス移住を希望する例である。英国人、ロシア人など、ビジネスで成功した人が、退職後には税金の高い国を逃れるため節税の手段をとらなくてはと考えることは非常に多い。その場合は先に説明した定額法が非常に魅力的である。日本人の場合、日本からの収入には原則 20%の源泉税が課される。それでも、通常かかる 40~50%の税率よりはるかに低い。スイス移住のため滞在許可を取得すれば、不動産も購入できる。55 歳以上であれば、多くの場合、滞在許可取得は簡単である。ただし、日本人には、海外に移住する前に国際的な関係事項について、特に遺産について IEP を立てることをお勧めする。原則

として、日本国籍を有する限り日本の遺産相続税を回避するのは難しいからである(図表 19)。

(ケースⅡ:日本と米国)

次に妻が米国と日本の二重国籍を持つ場合を考えてみよう。先に説明したように米国籍を持つ場合、どこに住んでいようが税申告をしなければならない。このため本人さえ気がつかない問題が生じることもある。実際、米国の国籍を持ちながら税申告したことのない人は結構多い。中には、米国籍は有するが、米国内には住んだことのない人もいる。後になって、米国では毎年申告しなくてはならないと聞いて驚く人もいる。

つまり米国では、外国銀行と金融勘定報告(FBAR, Report of Foreign Bank and Financial Accounts)の問題があり、米国人は海外に住んでいても米国国内歳入庁(IRS, Internal Revenue Service)に外国銀行口座にいくら預けているか、申告義務がある。申告をしないと罰金として最高、銀行口座残高の半分まで課されることになり、非常に厳しい。富裕層にとっては、税制面から見る限り米国籍を持つことは負担である。

米国と日本の二重国籍を持つ妻が米国籍を失わないで死亡した時は、米国の遺産税が課される可能性が高い。50%程度の税率であり、遺産が大きかった場合は高額になってしまう(図表 20)。

(ケースⅢ:相続税、贈与税)

息子に財産を譲りたいが、相続税、贈与税は抑えたい日本人父親のケースを考えてみよう。問題は日本の相続税、贈与税が国籍に結びついているために、どこに住居していても、その国の税制を享受できるメリットがなく、日本の相続税、贈与税を回避することは困難である。

しかし日本にある資産をすべて整理(日本の銀行口座を閉鎖、日本企業の株を処分など)して、日本を出国して相続税の安い国スイスに父子で移住し、5年以上継続してスイスに住居すると、日本の贈与税はかからないので、この条件を満足してから贈与すれば、日本の税金は回避できる。ただし、この方法は、現在の法律の条文上は可能であるが、法律が改正されたり、税務署の見解が変わってしまう、という不確定な面もあることを留意する必要がある(図表 21)。

(ケースⅣ:スイスに子供がいる日本人夫婦)

次に日本在住の日本人夫婦にスイス在住の子供がいる場合を考えてみよう。このような例はよくあることである。さらにいえば、日本人女性がスイス人男性と結婚する例もかなりあり、そしてほとんどの場合、その女性の両親は日本に住んでいる。したがって両親は日本で課税され、娘はスイスで課税される。この場合の問題は、親が娘に贈与するとか、娘に相続させる場合に、どちらの国の税金が課せられるか、である。ケース・バイ・ケースであるが、基本的には日本の税金が課せられる。娘がスイスに住んでいても日本で課税されるのである。無論、基礎控除があってそれを超える財産について課税される。この場合も、娘が前述の国籍離脱で日本国籍を失えば、海外にある財産については、日本の相続税を回避できる可能性がある。親の財産がすべて日本にある場合、国籍離脱の効果はあまりないが、海外にかなりの財産がある場合は、有効だろう。もう一つの考え方として、スイス人と結婚した娘の子供達、つまり親からみると孫がスイス人だけであるなら、直接、孫に贈与すると日本の贈与税を回避できる可能性がある。これも IEP の世界である(図表 22)。

終わりに

国際的な視点を考慮すると、プランの幅が広がってくる。もちろん、それに伴ったリスクなり、問題も起こりうる。PBとしては、この認識が大事である。IEPは国際的視野に立って、各国の法律を駆使して顧客のために解決策を探る興味深い仕事である。ただし、プランニングが不十分だと、予期しない税金や法律が適用される可能性もあるので、事前に十分調査、検討することが大切である。また複雑な分野なので、各方面の専門家の協力が不可欠である(図表 23)。

質疑応答

質問： スイスに移住している日本人が定額税で納税することを選択する。一方、日本では、例えば給与所得の形で収入があり 20%の源泉税がかかっている。この場合、スイス側で、外国税額控除として取り戻すことは可能か。

回答： 場合によるが基本的に控除はできない。ただし、日本での源泉税の対象となっている収入が定額税の計算のベースに入っている場合は還付できる。もしも、もともとベースに入っていなかったのであれば、この収入を申告できる。しかしこの日本からの収入をベースに入れると、大体 35%の課税になるので、20%の日本の源泉課税のほうが安い。したがって、こういう場合は還付を求めるメリットが無い。結局は、確実とまでは言えないが、スイスでの定額税が相当低い場合は還付請求する意味が無い。

質問： プランニングの後でも法律、税制などは変わることがある。貴事務所では、日本の顧客に対してどのようにフォローしてもらえるのか。日本国内に具体的な相談の窓口はあるのか。

回答： 顧客の多くは、長い取引関係を維持しているので、プランニングの後でも法律、税制が変わった場合には、当然アドバイスをしている。一見の顧客の場合は、そのようなサービスが難しいかもしれない。また、例えば離婚して他の国に行ってしまうとフォローが難しい。そのような顧客の場合は、自分から積極的にアドバイスを求めることである。さらに、通常我々は、状況に変化(離婚、海外移住、子の誕生、再婚等)がある場合には、プランの有効性確認のアドバイスを受けるよう顧客に注意している。

なお、日本国内に Bär & Karrer AG 事務所はない。日本の弁護士事務所などに相談するなり、スイスに PB 支店がある場合には、その支店を経由して当事務所のサービスを求めるということは可能であろう。もちろん当事務所に直接コンタクトすることも可能。よく外国の顧客が直接やってくる。www.baerkarrer.ch のウェブサイトには連絡先が載っている。

質問： 遺言契約、夫婦間の契約、医療面についての生前遺言(Living will)について説明してほしい。

回答： 遺言と遺言契約はほとんど同じであるが、遺言は一方的な行為であるのに対して、遺言契約は、例えば夫婦間で契約を結び、どのように相続するかなどを決めるもの。したがって、遺言はいつでも取り消し可能であるが、遺言契約は一度両者が取り決めて、当事者の一方が死亡した後にその契約内容を取り消しようとしてもできない。このために、遺言契約は家族関係が複雑なときによく用いられる。例えば、一方の配偶者が富裕者で、子連れの再婚相手が富裕者でない場合、裕福な配偶者は、再婚相手には相続させてもよいが、その連れ子には相続させたくないときに、遺言契約が使われる。遺言契約は相互に拘束(binding)する。

スイスの法律では、夫婦の一方が死亡したときは、最初に夫婦の財産を配偶者に分ける必要がある。つまり原則として夫婦の財産の半分が自動的に配偶者分になり、残り半分が遺産として配偶者も含めた相続者間で分割される。仮に配偶者にすべて残したいと思っても、他の相続人に法定上の相続権があるので、全部配偶者に相続させる訳にはいかない。夫婦間の契約と遺言契約の両方をうまく使って財産が全部あるいは少なくとも大部分を配偶者にいくようにすることは、場合によっては可能である。

Living will とは、医療面についての生前遺言で、遺産とは関係ない。病気や怪我で倒れ自分が判断できない状況、特に昏睡状態を想定して、予めどのような医療を望むか、あるいは周囲の誰に決める権利を与えるか、などを事前に決めておくもの。

質問：日本で相続税、贈与税を抑えるためには、日本にある資産をすべて整理しなくてはならないとのことであるが、例えば第三国のトラストなど使って回避する方法はないか。日本の公開企業のオーナーなどが事実上資産を保有したまま、このプランができないか。

回答：海外に移住したとしても、日本の財産を整理しておかなければ、日本の相続税の対象となる。その場合、第三国のトラスト利用も解決策かもしれない。しかしながら、移転時や、死亡時、受益者への配分時に、トラスト内の持分の移転を日本の税務当局がどう考えるかは、自分には分からない。それは日本の税務専門家のみが答えられる日本の税法に関する質問である。これこそ、まさに最適な解決法を見つけるために両国の税務法務の専門家が協力しなければならないよい事例である。

質問：スイスには日本人が4,500人居住するということだが、先生の顧客で税金上の理由から日本国籍を離脱して、スイスやEUの国の国籍を取得した人はいるか。

回答：いない。米国人より日本人の方が、国籍放棄について文化的にも抵抗感があるように思う。米国人は簡単に国籍を放棄するように思える。

質問：米国人は米国籍を放棄して、どこの国の国籍を取得したがるのか。

回答：スイスの弁護士事務所なので、大体はスイス国籍である。元々、米国とスイスの二重国籍をもっていて、米国籍の部分を離脱する人が多い、ということである。単に米国籍だけを有している人が、米国籍を放棄することは、無国籍となってしまうから、ありえない。スイス国籍を取得するには、スイスに12年居住しないと国籍取得ができないので、大抵は二重国籍者の人が米国籍を放棄するケースである。

本稿は、2010年1月26日に行われた日本証券アナリスト協会主催PB補完セミナー講演の要旨と資料を講師の了解を得て掲載するものです。

講師のデルフィーヌ・パナティエ・ケスラー氏は、2004年ジュネーブ大学卒業後、2008年米国ハーバード大学LLM（法学修士。フルブライト留学）を取得。現在、チューリッヒのペール&カレル法律事務所です。スイスおよび海外の個人顧客のエステート・プランニングに従事。日本に在住経験があり、日本語を含め、仏、英、独、伊の言語を流暢にこなします。delphine.pannatier@baerkarrer.ch

社団法人 日本証券アナリスト協会

プライベート・バンカーのための補完セミナー



プライベート・バンカーのための 国際エステート・プランニング (相続に向けての資産計画)

2010年1月26日(火) 16:00~17:30

Delphine Pannatier Kessler

デルフィーヌ・パナティエ・ケスラー

本資料は、パナティエ氏が作成した資料の一部を日本証券アナリスト協会が翻訳したものです。もし誤りがあるようでしたらご容赦下さい。

エステート・プランニングのツール(道具)

- 米国：
 - 遺言 (will)
 - トラスト、信託 (trust)
 - 委任状(powers of attorney)
 - 生命保険の受益者指名
 - 医療面についての生前遺言 (living will)

- スイス：
 - 遺言(will)
 - 遺言契約(testamentary contract)
 - 夫婦間の契約(matrimonial contract)
 - 贈与 (gift)
 - 銀行口座 (joint bank-account)
 - 生命保険
 - 医療面についての生前遺言 (living will)
 - 外国のトラスト(信託)

(その他省略)

エステート・プランニング関係当事者(スイスの場合)

- 弁護士 (相続法/個人顧客専門)
- 公証人
- 税理士、税理弁護士
- プライベート・バンカーとトラスト・カンパニー

一般的に

国際エステート・プランニングの必要性

- 法律の比較／解法を認めること
(comparison of laws/recognition of solutions)
- 両国の管轄における専門家、いろいろな分野の専門家
(experts in both jurisdictions/in various fields)
- 個人顧客向け弁護士として国際的なコンタクトが重要
(International contacts are very important for private client lawyers)
- 例

一般的に

国際私法(1)



- 事実上の国際的事態(二重国籍、国外の子、海外資産等)
- 意図的な国際的事態(移住)
ツールとしての国際的プランニング(住所の変更)

一般的に

国際私法 (2)

- どの法律が適用されるか
(which law is applicable?)

- どちらの裁判所の管轄か
(which court is competent)?

一般的に

国際私法 (3)

- 2段階:
 - どの法律/どの裁判(1番目の国)
 - 認められているかどうか?(2番目の国)

一般的に

国際私法 (4) の 1

例 スイス国際私法 (Swiss private international law)

第59条

I. 裁判管轄 (Jurisdiction)

1. 一般ルール (General rule)

離婚もしくは別居の訴えは、次の各号の裁判所の管轄に属する。(The following authorities shall have jurisdiction over actions of divorce or separation)

- a. 被告の住所を管轄するスイス裁判所 (The Swiss courts at the defendant's domicile;)
- b. 原告がスイスに1年以上居住する住所、もしくはスイス人であればその住所を管轄するスイス裁判所 (The Swiss courts at the plaintiff's domicile if he has resided in Switzerland for one year or is a Swiss citizen.)

第61条

II. 適用法 (Applicable law)

- 1 離婚および別居についてはスイス法の定めるところによる。(以下省略) (Divorce and separation shall be governed by Swiss law. (...))

一般的に

国際私法 (4) の2

第65条

VI. 外国判決 (Foreign decisions)

- 1 離婚もしくは別居の外国判決は、夫婦のいずれかについての、住所のある国、主たる居住地の国、もしくは国籍を有する国のいずれかにおいて下されたものである場合に、またはそのいずれかの国において効力を有している場合に、スイスにおいて効力を有する。(Foreign decisions of divorce or separation shall be recognized in Switzerland if they were rendered in the State of domicile or habitual residence or in the State of citizenship of one spouse or if they are recognized in one of those States.)
- 2 ただし、夫婦のいずれも判決の下された外国の国籍を有しない場合、もしくは原告配偶者のみがその国の国籍を有する場合には、その判決は、次の場合にのみスイスにおいて効力を有する。
 - a. 訴状受理時に、少なくとも夫婦のいずれかがその国に住所を有していた、もしくは主たる居住地があった場合であって、かつ被告配偶者がスイスに住所を有しない場合、
 - b. 被告配偶者が無条件で外国裁判所の管轄に服する場合、
 - c. 被告配偶者がスイスにおけるその判決の効力に明示的に同意する場合(However, a decision rendered in a State of which neither spouse, or only the plaintiff spouse, is a citizen shall be recognized in Switzerland only
 - a. If, at the time the petition was filed, at least one spouse was domiciled or had his place of habitual residence in that State and the defendant spouse was not domiciled in Switzerland;
 - b. If the defendant spouse has submitted to the jurisdiction of the foreign court without reservation;
 - or
 - c. If the defendant spouse has expressly consented to the recognition of the decision in Switzerland.)

一般的に

国際私法 (5)

例

- イスラム教国の一方的な離婚判決は外国で認められているか(ケース・バイ・ケース)
- スイスのlump sum tax(定額税)という特別な税金形態はかつてフランスでは認められていなかった(租税条約で)
- 相続遺産税と本籍地/住所/国籍
(日本対スイス)
- 相続遺産法、本籍地/住所か国籍
(日本対スイス)

スイス

法律の点



非居住者のスイスの銀行保有口座

- スイスに口座を持っていること
- マネー・ロンダリング・ルールは非常に厳しい/受益者たる口座保有者の証明
- 35%源泉課税/所得について/キャピタル・ゲインではなく
(スイスでの収益に対する源泉税)
- 還付
- 租税条約(租税情報交換が拡大する!!!)
- 死亡時に、お金を引き出すことが難しい(あらかじめ見越しておく必要がある)

スイス

法律の点

法的住所変更

- 滞在許可：定年退職した人、または会社を興す人
- 財産と収入が足りる証拠
- 日本人の場合

スイス

法律の点

不動産



- 外国人がスイスの不動産を自由には買えない
- 許可が必要
- 日本人:スイスに住所変更したら、主たる居住地として不動産を許可無しに購入することは可能。限りはある。
- 住所変更しない場合、許可が必要(観光地だけ、別荘)

スイス

税金

- Lump-sum taxation (定額税)
- 1年間の税金の金額について税務署との契約
- 収入税だけ(相続遺産税は含まれていない)
- 理論的(難解)な計算か、家賃の5倍か
- 実際の収入と財産はともかくとして
- 毎年、最低CHF70,000~100,000の税金(=約7~10百万円)
- 日本からの収入は15-20%源泉税(withholding tax)が掛かる。還付は可能な場合もある。
- 日本人に有利！節税の可能性大

スイス

税金

相続遺産税

- 州(Canton)によって異なる
- 配偶者、子/孫はおおよそ0%
- 家族関係にないと50%を超える場合がある
- 日本人:簡単ではない
- 計画:父と息子が二人、スイスに住むようになって(住所変更)5年間、そして父から息子に贈与
(日本にある資産は不可能!!!)

スイス

税金

租税条約 スイスー日本

- 改正中 / まだ公表されておらず
- 租税情報交換の拡大がおそらくなされる
- 税法上の居住地を決める日数についての、定まった基準はない。どちらかと言うと、重要な利害関係の中心といった柔軟い概念

スイス

遺産相続法 (*inheritance law*)

- スイス法では、配偶者と子(子がいなければ親)に義務的な相続権がある。
- スイス法の柔軟性
- 自分の国籍の国の法律を適用するか選べる(ラテン語: *professio iuris*)。
- スイス居住の日本人は自分の相続について日本の相続法を選ぶことができる。

スイス

トラスト(信託)



- スイスではトラストが認められている / トラストについてのハーグ協定
- スイスのトラストは存在しない。
- 様々な用途: 会社保有のため、相続遺産計画のため、税金計画のため
- 税金面: 外国の信託は認められているが、そのストラクチャー(構造)による。
- 外国の撤回不能裁量トラスト: スイスの納税居住者への分配のみ課税される(ただし、lump-sum 課税は除く)。

相続遺産計画の新“潮流”

国籍を捨てること

- 米国で始まった流れ
- 税金が理由
- 米国の法律で税金の結びつきは国籍
- 難しい手続きで米国国籍を失うと税金法との結びつきが無くなる。
- 日本では？

ケーススタディ I

日本での引退後はスイスに移住したい日本人ビジネスマン

- Lump sum税 (定額税)
- 日本からの収入は原則20%の日本の源泉税が掛かる。
- スイスに不動産を買う。
- 遺産相続を計画
- 日本の相続遺産税が掛かる(原則)。

ケーススタディ II

妻が米国-日本の二重国籍を持つ日本人夫婦

- 米国籍が特に問題
- 本人でさえ知らない問題
- 米国で毎年税務申告を必要とする
 - 外国銀行口座 (Foreign Bank and Financial Accounts Reporting, FBAR) の問題
 - 米国の相続税の問題
- 妻の国籍離脱の選択 (米国籍を失うことは可能)

ケーススタディ III

息子に財産を譲りたいが、相続税、贈与税は抑えたい日本人父親

- 日本の相続税、贈与税は避けることは困難(日本国籍に結びついている)
- 「日本にある資産」の全ての整理(すなわち、日本の銀行口座閉鎖、日本企業の株式を保有しない等)
- 父子ともにスイスに移住
- 5年間居住する
- すると贈与税は掛からない(ただし、日本の不動産や他の日本の資産は除く)

ケーススタディ IV

スイス在住の子が一人いる日本在住の日本人夫婦

- 両親は日本で課税される。
- 子はスイスで課税される。
- 日本の贈与税と相続税が適用される(原則)
- 国籍離脱により、日本の資産上の税のみ支払えば済む可能性？
- 日本国籍を持たない前提において、直接孫への相続？

結論

- 国際的な観点を入れるとプランを拡張できる
- リスクと問題も起こりうる
- プライベート・バンカーとして認識が重要
- 解決すべき問題はあるが、プランの選択幅の拡大
- 全体的アプローチ

* * *



Zurich(チューリッヒ)

Bär & Karrer AG
Brandschenkestrasse 90
CH-8027 Zürich
Tel. +41 (0)58 261 50 00
Fax +41 (0)58 261 50 01
zuerich@baerkarrer.ch

Geneva(ジュネーブ)

Bär & Karrer SA
12, quai de la Poste
CH-1211 Genf 11
Tel. +41 (0)58 261 57 00
Fax +41 (0)58 261 57 01
geneve@baerkarrer.ch

Lugano(ルガノ)

Bär & Karrer SA
Via Vegezzi 6
CH-6901 Lugano
Tel. +41 (0)58 261 58 00
Fax +41 (0)58 261 58 01
lugano@baerkarrer.ch

Zug(ツーク)

Bär & Karrer AG
Baarerstrasse 8
CH-6301 Zug
Tel. +41 (0)58 261 59 00
Fax +41 (0)58 261 59 01
zug@baerkarrer.ch

Internet

www.baerkarrer.ch